

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会 2024年度事業計画

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 基本的な考え方

本協議会は2007年に設立以来、バイオディーゼル燃料の全国的な利用推進のため様々な活動を行ってきた。バイオディーゼル燃料の適正利用のための品質規格の制定、技術研究や調査、税制などを中心とした制度面への要望、関係者間の意見交換等の各方面に渡る活動を通じて、バイオディーゼル燃料の普及発展に寄与してきた。

現在ではグリーン購入法に「バイオディーゼル燃料混合軽油」利用に関する推奨が記載されたほか、SDGsへの貢献、RE100企業の取組、2050年カーボンニュートラルに向けての脱炭素化、地域資源循環のローカルエネルギー源等、再生可能エネルギーの中でも液体燃料としてのバイオディーゼル燃料のポテンシャルが注目されている。また、農業・漁業等の一次産業におけるバイオディーゼル燃料の利用推進が、一次産業及び地域の脱炭素化に大きく貢献する。

専門委員会「企画実行委員会」及び「用途拡大委員会」については、幹事会で検討事項を決定し、会員の積極的な関与のもとで運営する。「品質確認制度運用委員会」については、近年品質の安定がみられるが、2022年度に「バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドライン」を大幅改正し、2023年度にも一部改正をしたことから、改正内容の周知や運用、関係団体との情報交換等のため、必要に応じて適切に設置する。

会員拡大のためには、関係する自治体やバイオディーゼル燃料関係企業等、各方面に積極的に参加を働きかける。

電気や水素への燃料転換が難しい大型の内燃機関を持つ機械へのバイオディーゼル燃料の利用推進は、脱炭素への貢献度も大きいですが、様々な関係法令が関与するため、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、総務省等、省庁を横断した情報交換や連携ができるよう努める。各省庁との情報交換に必要な国内外の情報や、廃食用油の需給動向等を随時収集するとともに、2007年より実施している「バイオディーゼル燃料取組実態等調査」を継続し、結果のデータを活用していく。

すでに新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響は小さくなっているものの、オンライン会議のメリットも活かし、本協議会の運営は必要に応じてオンラインと対面を適宜使い分けて運営していくこととする。

2 総会等の会議

(1) 総会

定例総会として、本年度は2024年6月25日(火)に開催する。

(2) 幹事会

協議会の円滑な運営と、総合的戦略事項等を議論・検討するために、2回～3回程度開催することとし、必要に応じ文書審議やオンラインによる幹事会を開催する。また、表彰制度の運用実施を行う。

3 専門委員会

(1) 企画実行委員会

必要に応じて適切に委員会を開催することとし、イベント、シンポジウム、視察見学会、意見交換会等の催事に関して立案し実行するとともに、関連する諸団体や組織との連携を視野に入れた活動を行い、関係者同士の情報共有を目指す。また、関係企業や団体との意見交換を通じて、B5 及び B100 燃料またはその中間の高濃度利用に関して、バイオディーゼル燃料の品質安定性や法規制について確認や検討を行う。その他、会員から要望に対する検討を行う。

(2) 用途拡大委員会

必要に応じて適切に委員会を開催することとし、建設機器での利用、レジリエンス対応、船舶での利用、農業・漁業等の一次産業における利用、A 重油代替利用、ケミカル原料及びマテリアル原料での利用、その他副産物グリセリンの有効活用等、バイオディーゼル燃料の車両用途以外の用途拡大を目指し調査・検討等を行う。

(3) 品質確認制度運用委員会

バイオディーゼル燃料の品質確保及び適正使用の観点から、協議会が策定した「バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドライン」を基に、事業者が燃料の品質を確認する「品質確認制度」における運用を行う。品質確認制度における分析結果をもとに、本委員会による分析結果の精査等も行うことで、事業者における更なる品質向上を目指す。

2022 年度に協議会ガイドラインの大幅改正を行い、2023 年度にも一部改正を行ったことから、改正内容の周知や説明会、品質向上のための勉強会の開催、相談受付等を行い、バイオディーゼル燃料の品質向上に引き続き努める。また、必要に応じて適切に委員会を開催することとし、他の関係ガイドラインを運用する団体等と、協議会ガイドラインとの整合性や技術指針に関する検討を行う。

4 関係省庁との連携強化

(1) 関係省庁への要望・提言

バイオディーゼル燃料の普及拡大のため、税制優遇や高濃度利用の推進を中心に、関係省庁への要望や提言を検討する他、関係省庁との連携に努める。

(2) 情報交換会の開催

関係省庁との連携強化のため、バイオディーゼル燃料に関する最新情報の共有

と課題解決に向けた情報交換の場を設け、省庁を横断した連携によるバイオディーゼル燃料のさらなる利用推進を図る。

5 バイオディーゼル燃料取組実態等調査の実施

2007年より毎年実施している本調査は、2024年度も協議会会員と会員以外の事業者も対象に実施し、調査結果は関係省庁への要望や提言等に活かし、情報発信の基礎資料として利用する。また、調査結果から課題抽出を行い幹事会等で検討することとする。さらに、日本の温室効果ガス排出量の算定に関して、資源エネルギー庁にてエネルギーバランス表を作成するため、本調査結果からバイオディーゼル国内生産量に関するデータを、毎年国へ提出している。

6 情報発信

(1) メールニュースの配信

2021年度より毎月月初にメールニュースを発信することとしている。内容は会員事業者のバイオディーゼル燃料取組事例紹介を連載形式で掲載するほか、バイオディーゼル燃料の最新情報、省庁の施策動向、イベント情報、会員から寄せられた情報等を発信する。

(2) ホームページの充実に向けて

ニュース、協議会概要、各種資料等を必要に応じて公開し、バイオディーゼル燃料に関する取組事例紹介を公開する。公開情報については、会員からの情報提供をお願いし最新情報の発信に努める。

(3) 公式インスタグラムアカウントの運用

2022年度に開設した公式インスタグラムアカウントについては、情報発信の場のひとつとして、バイオディーゼル燃料に関する最新情報や、協議会の取組内容、会員から寄せられた情報等を随時発信する。

7 その他

(1) 会員拡大への取組

グリーン購入法における「B5」の周知の他、国との連携を強化し、民間企業及び地方自治体の協議会への参画を積極的に呼び掛け、会員拡大に向けて取り組む。地方自治体に関しては「自治体賛助会員」を設け、協議会活動に参画が容易な制度としている。

その他、バイオディーゼル燃料化事業の円滑な普及発展を推進するためには、製造から販売・利用に至る各分野の方々に本協議会の取組を理解していただき、幅広く活動を展開することが必要である。軽油特定加工業者等に対しては、実績等調査を実施する機会や情報交換ができる環境を整備し、入会を積極的に働きかけ会員拡大に向けて取り組む。

(2) 講演会、施設見学会、外部からの相談窓口

バイオディーゼル燃料を先進的に製造・利用又は研究している事業所・研究者等の講演会や勉強会、視察見学会を必要に応じて実施し、会員における理解を深める。

軽油特定加工業については、特定加工業の取得方法や申請に係る一連の手続きに関する説明会や勉強会等を開催し、B5の普及促進を図る。

また、会員か非会員かに関わらずバイオディーゼル燃料に関わる相談窓口として適切に対応する。

(3) その他

業界の普及促進と拡大に向け、他団体の環境マーク制度（エコマーク／(公財)日本環境協会、バイオマスマーク／(一社)日本有機資源協会）等とも連携を図り、各取組の周知に努める。